

第4回横浜市自殺対策計画策定検討会 会議録	
日 時	令和5年10月24日(火) 10時00分～12時00分
開催場所	横浜市こころの健康相談センター 会議室 (ウェブ会議)
出席者	森山委員、山口委員、長見委員、水谷委員、谷川委員、松崎委員、庄子委員、伊藤委員、加賀谷委員、菊池委員、渡辺委員、石井委員、齋藤(有)委員、柿沼委員、戸矢崎委員、上原委員、森脇委員(代理出席)、白川委員、丸山委員、城田委員、宮村委員、齋藤(亜)委員、佐々井委員
欠席者	南部委員、須田委員、齋藤(庸)委員、藤尾委員、嶋田委員、高田委員、新井委員、住田委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議 題	<p>【報告事項】</p> <p>1 精神保健福祉法 23 条に基づく警察官からの通報データ分析調査結果</p> <p>2 市内救急医療機関調査結果</p> <p>【議題】</p> <p>1 第2期自殺対策計画原案に向けた検討</p> <p>2 今後のスケジュール</p>
議 事	<p>【報告事項】</p> <p>1. 精神保健福祉法 23 条に基づく警察官からの通報データ分析調査結果 (事務局) 資料1を説明</p> <p>(事務局) ただ今事務局から説明させていただいた内容について、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>2. 市内救急医療機関調査結果 (事務局) 資料2を説明</p> <p>(事務局) 説明は以上になりますが、今の資料の関係でご意見ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>【議題】</p> <p>1. 第2期自殺対策計画原案に向けた検討 (事務局) 資料3を説明</p> <p>(事務局) 今の資料につきまして、委員の皆様からご意見ご質問等ありますでしょ</p>

うか。

(白川委員) 政策に位置付ける事業について、ご議論いただく前に意見を述べさせていただきます。私達地方公共団体は地域の状況に応じた施策を設定し、実施する責務がございます。また関係団体・民間団体の皆様にもそれぞれの活動内容の特性などに応じて積極的に自殺対策に参加いただき、様々な分野の「生きる支援」にあたる人々がそれぞれの自殺対策の一翼を担っていただく、という意識を共有することが非常に重要だと考えています。そして市民の皆さん一人一人が、自殺は社会全体の問題であり我がごとであると考え、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するために主体的に自殺対策に取り組むことに繋げていく必要があります。自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。そのために自殺対策は保健医療・福祉・教育・労働その他の施策など、地域での見守りや活動、暮らしを支えるあらゆる事業や活動を総動員して取り組まなければいけません。ぜひ各施策の事業一覧をくまなく眺めていただきまして、市民の皆様の暮らしを支えるあらゆる事業や活動が網羅的に抽出されているのか、あるいは既存の事業ではないが社会情勢を踏まえて新たな視点で取り組むべき事項があるかなどのご意見をいただきたいと思っています。特に第2期計画で重点施策に位置付ける子ども・若者の自殺対策の強化や女性の支援など、当センターの業務と異なる分野の施策については施策への事業掲載に非常に苦勞したところもでございます。行政委員の皆様も含め気づいたことがあればもう一步踏み込んでご協力をいただけると非常にありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○重点施策1について

(事務局) ここからはまずは各重点・基本施策ごとに関係のある皆様にご意見伺えればと思います。まず子どもへの支援というところで、40事業掲載させていただいているところがございます。これについてこういった視点、こういったところがもっとあるのではないかというご意見ありますでしょうか。

(森山委員) 南山大学の森山と申します。この部分で少し気になったのは言葉の部分で、1ページ目の「自殺対策学校出前講座」の中に自殺に対する普及啓発と書いてあるのですが、内容は自殺予防であったり、自死遺族支援であったりするのかなと思いました。また、せっかく出前講座をされるのであれば大学もあってもいいのではないかと思います。大学が抜けているので何かトライアル的にでも横浜市立大学などでできるとよいのではと思いました。東京都だと映像教材も作られていたりもしますので、もし現地が難しいということがあったとしてもオンライン等の形で、学生、大学生対象のものがあると良いのではないかと思います。

(事務局) 大学との関係につきましては、今年冊子を配らせていただいたり、そういったところで少し繋がりが持てたかなと思います。映像につきましては、ゲート

キーパーの養成で映像コンテンツの活用も事業として考えているところがございます。こういったところを使いながら、自殺は若年層が多いこともあり働きかけができればと思っています。その他いかがでしょうか。

(谷川委員) 神奈川県弁護士会の谷川と申します。施策4の「インターネットを活用した相談事業」がございますが、こちらは子ども向けに子どもが検索しやすいキーワードをピックアップしてカスタマイズしているのが1点、また事業内容のところインターネットツールを使用した相談対応の実施と書いてありますが、これは情報案内に留まらず、相談自体も zoom などオンラインの面談用のソフトを用いて実施しているということでしょうか、その辺りをお尋ねできればと思います。

(事務局) まず、子どもも検索しやすいキーワードは工夫しているところではあり、随時キーワードはアップデートしながら対応しているところがございます。相談体制ですが基本的にはメールでご案内してメールで送ってもらって対応していただいているという状況になっています。

(谷川委員) ありがとうございます。オンライン相談は弁護士会でもニーズがあるのではないかと議論されているところですが、分野・領域によりけりかなというところがあります。特に自死対策だと、本当に繊細な相談内容になることも多いため、形式・方法としてベストなのかどうかという意見も一方で出るところがございます。他の弁護士会で始めているところもあり週末に意見交換をし、オンライン特有の難しさとか、電話に比べて時間がかかりがちだという話もあるのですが、実際にやると反響も多くてニーズは大きいであろうという意見も強いところです。今すぐにはスタッフのことも非常に難しいと思いますが、将来的には考えても良いのではないかと私達も含めて考えております。

(事務局) ありがとうございます。ぜひとも私共も色々と協力させていただきながら進めたいと思っていますとことごとございます。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(伊藤委員) 伊藤です。子どもの自殺対策のところ、昨今子どもの自殺が増加しているところを踏まえて国からも一人一台端末を用いて自殺リスクの早期発見・早期予防をする方針も出ている状況と思います。今の状況ですと、モラル教育のところ、GIGA 端末の利用はあったと思いますが、今後早期発見のために一人一台端末を使うことを、今すぐは難しいかもしれませんが検討していく観点も重要なのではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。この辺の関係ですが、宮村委員、現状で分かる範囲で教えていただけるとありがたいです。

(宮村委員) 一人一台端末については検索ワードである程度チェックして、一定の単語、つまり自殺とかに関するワードが出た時には、人権教育児童生徒課で取りまとめはしております。そのことにつきましては、高校でも一人一台端末がもう導入されていますので、情報共有がされているという状況でございます。

(事務局) ありがとうございます。色々と調整をしていく中で現時点ではまだまだ書きづらく、施策の位置づけまではできておりません。今いただいたご意見も整理をしていければと考えています。その他いかがでしょう。そうしましたら、画面共有させていただきます。今画面共有をさせていただいているのは神奈川県の子自殺対策計画でございます。この中で「いのちを大切に作る心」等を育む「命の授業」ですとか、学習を通して自殺予防に資する取組を進めており、実際今事業等でやられていると思いますが、この辺りの状況について、宮村委員教えていただいてもよろしいでしょうか。

(宮村委員) こちらにあります保健体育の授業ですが、直接的には自殺予防ではないかもしれませんが、保健の授業の中で精神疾患について扱うことになっています。そこで、自分の心に向き合ったり、あるいは近くにいる人への接し方について授業をしている例はあると思います。

(事務局) ありがとうございます。県計画との整合性を図る中でまた色々とご相談させていただくこともあると思っています。今度は、同じく県計画からなるのですが、子ども関係で、ケアリバーという児童養護施設を退所された方への支援として、県で一時的な対策、あすなろサポートステーションという形で退所した子どものドロップアウトを防止する取組をしています。このような取組について、上原委員に、横浜市における状況を教えていただいてもよろしいでしょうか。

(上原委員) こどもの権利擁護課の上原です。退所したお子さんの問題としましては、やはりなかなか親御さんのところに戻ることが難しい中で、生活場所の確保や元々発達の問題等も持つお子さんがいる中でどうやって支えていくかということになります。横浜でも退所時のサポートのために、皆さんが集まれる居場所の提供をするといった民間支援団体もいらっしゃるもので、そういうところにつながながら支援しています。施設に入所中は指導員の方がしっかり支えてくれますが、退所後もそことのつながりをしっかりしながら、生活の場の確保、あるいはそのあとの進学・就労といった課題への取組をしているという状況です。

(事務局) ありがとうございます。事業という形になるとなかなか出てこないものも色々があると整理しながら思っていたところですが、実際にいろいろやられているところもあるので整理していかなければならないと思っています。その他いかがでしょう。菊池委員お願いいたします。

(菊池委員) よろしくお願いたします。横浜市男女共同参画推進協会菊池です。重点施策2にある、私どもの事業は重点施策1の方が良いのではないかとこのものがありました。例えば重点施策2にある24番「デートDV防止関連事業」は中学生から大学生、主に中学、高校に向けた出前講座で、年間約三千人程度の参加者を得られているのですが、これはむしろ重点施策1ではないかと思った次第です。また26番「自助グループ支援」も若い世代の方々が参加しています。女性だけではなく、アルコール依存、薬物依存、こういったテーマで集まっている方々もおられま

す。自助グループは世代もテーマも広範囲ですが重点施策1にも貢献する事業と考えています。ご参考までにご検討ください。

(事務局) こちらは再掲もありますので、そこも含めて整理させていただければと思います。その他はいかがでございましょうか。他にもあるかもしれませんが一旦先に進ませていただければと思います。

○重点施策2について

(事務局) 続きまして重点施策2女性への支援強化ということで、今位置付けている事業等で追加や、視点が足りない・足りている等ご意見いただけますでしょうか。では森山先生お願いいたします。

(森山委員) 全体的に気になる場所がありますので発言させていただきます。個別の支援は素晴らしいと思いますが、複数の問題が重なっている女性に対する支援で難しさが出てくる場合があるのかなと思っています。例えば妊娠中の女性、出産後において、女性自身が病気を持っている、精神の病気だけではなく、身体のがんである等。あとは介護をしている状況である、もしくはDVを受けている時等に、子育てが重なった場合の支援は現状難しいのではないかと思います。13番の「母子訪問指導事業」も、この時見るのは母親側ではなく、どうしても子どもの発育部分が中心だと思います。その時にお母さんやお父さんが病気だった時どうするか、なかなか情報をつなげていくのが現状難しい側面があるのではないかと思います。特に出産年齢が上がってくると様々に問題も増えてくると思いますので、その辺りも少しだけ何か連携という形で深まるとよいのではないかと思いますので、既に整っていたら申し訳ないです。

(事務局) すみません、今のご発言に関連して戸矢崎委員、現状について教えていただいてもよろしいでしょうか。

(戸矢崎委員) 事業ごとに施策が載っている関係もありますが、実際に区役所の子ども家庭支援課にはひとり親、DVに対する相談員が多職種いますので、訪問先でそういった他の問題があった時は必ず組織の中で、様々な職種間で情報共有をするチーム編成を各区役所で実際に行っていると思います。なかなか事業ではできませんが、個別の支援のところでは、福祉と保健が一体となって区役所では対応できているのではないかと思います。この施策の中では区役所以外の組織との連携を取っていくところが難しく、これからやっていかなければならないところだと思いますので、この施策に入れるかという課題はありますが、外部機関との連携について触れられるとよいのではないかと思います。

(事務局) 事業で書くと見えづらいところをどう整理していくかは我々としても課題と思っています。森山委員、先ほどの説明でよろしいでしょうか。

(森山委員) ありがとうございます。特に生後2か月までが預け先がなかったり、親が病気だと乳児院以外なかなか無かったりということが現状かと思っています。そう

いった情報も例えば職員さん自身が乳児院に預けるというショートステイのことを知らないこともあるかと思しますので、情報が妊婦さんに届くとよいと思いました。横浜市は既に整っているのかもしれないのですが、生後2か月までの部分が気になりました。

(事務局) ありがとうございます。その他いかがでございましょう。画面共有させていただきます。令和6年4月から困難な問題を抱える女性への支援に関して法律が施行される中で、国の資料でも基本方針の中でアウトリーチ支援や居場所の提供、相談支援、回復、同伴児童への支援等に触れており、子どもにも重なるかと思いますが、この辺りを取りまとめている課はございますか。もしくはこれを受けて取り組まれている所管、委員の方がいらっしゃればお願いします。

(上原委員) 子どもの権利擁護課で女性の相談支援、DV対策と言いまして、所謂困難女性支援法が来年4月から施行されますが、これまでDVと言いますと配偶者関連で、我々の相談状況からすると主に40代とか50代でした。より若年の20代、それより若い方の困難状況に対応していこうということで新法が始まります。我々としましては各区における相談を引き続き充実させていくことが一つです。それから若年の女性の方への支援ということで、アウトリーチ的にお客様から積極的に相談をあげていただくための対応をモデル事業として始めていきます。法改正の動きに合わせ、幅広く困難を抱えている方への対応をしていく状況になっています。

(事務局) ありがとうございます。我々も不勉強なのでいろいろ教えていただきながら整理できればと思います。その他いかがでしょうか。他になければ、次に進みたいと思います。

○重点施策3について

(事務局) 未遂者支援の話になります。先ほど23条通報の状況等の資料もお見せしましたが、山口先生に、措置入院になった方の退院に向けた支援で課題に感じているところですか、支援へのつなぎで何か課題をご教示いただけますでしょうか。

(山口委員) 退院に際しては、退院後の周囲のサポートが一番大事だと思いますが、自殺未遂された方の中には、誰にも相談できなくて未遂に至ってしまったという方もおいでになると思います。仲間とか、学生であれば同級生が本人の状態を良く知っていると思うので、その方たちと連携が取れるかが大切だと思います。

(事務局) ありがとうございます。区の方で精神相談を受ける中で自傷を繰り返す方への対応で困ったところなど状況を教えてもらえますでしょうか。

(石井委員) 都筑区高齢・障害支援課の石井です。よろしくお願いいたします。やはり日々のケース対応をする中で、こちらの23条通報への対応は、非常に我々区の職員側も緊張感を持って対応しているところです。やはり区役所の社会福祉職、MSWだけでは適切な対応を行うことが困難なケースがほとんどですので、地元の医

療機関や警察関係者と協力して対応しているところです。来月も精神保健福祉業務連絡会で先ほど述べたような関係機関の方と意見交換しながら適切な支援が行き届くようにと実施しているところです。現状を申しましたが、その他何かあればお尋ねいただければと思います。

(事務局) 今の流れから、どういったところにつなげたらいいか、弁護士会では、こういったことができる等のご意見いただければと思います。

(谷川委員) そうですね、連携ができるに越したことはないかなと。以前、大きめの病院を回って連携できないかとお話を差し上げたことがあります。救急の現場だと前向きなご意見もありますが、組織が大きくなっていくと、上の人から言われないと、ということで、話の持っていきかたに工夫が必要です。行政にもアシストいただく形でお声がけをすると通りやすいのかなと感じたのが1点です。病院との連携も急性期はもちろんずっとサポートしますが、そこをある程度脱して健康面以外の問題を解決できるようなタイミングになると、逆に病院に来なくなります。本当は治療とかアフターフォローの必要があったとしても来なくなり、私達との連携も取りづらくなります。また運びこまれて意識も朦朧としている段階では私たちがお伺いしても話を聞くのも憚られるような状態ですので、搬送後すぐには難しいという問題点もあって、そこは今後の検討点と感じているところでございます。

(事務局) ありがとうございます。病院に協力をもちかけるにあたってどういった方法があると思いますでしょうか。丸山課長はいらっしゃいますか。

(丸山委員) 医療局医療政策課の丸山です。先ほどの報告で、3次救急2次救急のアンケートにもありました通り、やはり課題としては医療機関と地域の相談機関、医療だけではなく、医療の部分以外で支援の前後で関わる部分との関係性をどう持っていくのかが大きな課題と考えています。やはり、当然医療機関で行う部分がありますが、それだけではなく、前後での諸々の関係機関等といかにつながってネットワークを作っていくかが重要となるのではないかと考えています。

(事務局) ありがとうございます。もう一つ関連して、例えば医療機関に対しては相談先一覧の配布に協力いただけないかという話をさせていただいています。例えば自傷された方に対応する救急隊の方にこういったところに相談先があるよと、そういった協力の在り方はいかがでしょうか。

(城田委員) 消防局の城田と申します。救急要請も自傷された方からの救急要請、親族の方からの救急要請がありますが、その現場ですぐ相談先等をお渡しするのが適切かという様々なケースがある中で、例えば、かなり気持ちが高ぶっている時に即そのような対応が適切なのかはケースバイケースという感じもいたします。関係機関が議論しあって方向性を示す中で、即対応することに効果が出るのであれば一つの方法としてあり得るのかなと考えます。

(事務局) ありがとうございます。消防局にて救急隊の皆様にも色々ご意見いただき、今後の施策の参考にしていかなければと思いますので引き続きよろしくお願

いたします。その他、未遂者関係で何かご意見はありますでしょうか。

(森山委員) 資料2で自殺未遂者支援のコーディネーター配置の必要性がヒアリングから出てきたとありましたが、これも何か今後考えられているのかが1つと、あと大学生にアンケートを取ると相談先を知らないというのが結構あります。例えば精神保健福祉センターであるとか、精神科救急医療情報窓口の周知ももう少しあってもよいのではと思います。研修会にて追加で伝えるとか、意外にご存知ない方が多かたりするので、その辺りがあってもよいのかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。コーディネーターについては現時点ではどういう形でやろうか調整しているところ、考えているところです。自殺対策推進センターへの配置になると思いますが、人・モノ・予算もあるので、どこまで実現可能か、ただ必要性は十分認識しているところです。精神科救急の窓口の周知はまだまだ足りないと思っています。「こういった時にはここ」というのがもう少しわかりやすいように情報提供の方法を考えていきたいと思っています。

(渡辺委員) 横浜南部ユースプラザの渡辺です。資料2で医療機関が現在連携している関係機関、今後連携したい関係機関の中に青少年相談センターが入っています。地域ユースプラザは連携している関係機関としてはゼロですが、青少年相談センターの所管で横浜市に4カ所あり、私共が南部地域です。南部ユースプラザでは医療機関との連携が進んでおり、救急で入院された退院前にSWから連絡をもらい、その方の日中活動の場所、そのまま自宅に帰られたり、1人で孤立孤独になってしまう方が来られる場所としてユースプラザが連携させてもらっています。そういったケースの場合、医療との連携は欠かせなくて、地域に戻った場合にも主治医と連携し、あとは区の障害支援課、生活支援のケースワーカーが入っている場合もあるので、関係機関としてユースプラザをぜひ入れていただけたらと思いました。横浜市大とか精神医療センターの思春期外来、若者の精神疾患や自傷で入院されたケースの方、最近では自傷もあったが家庭での虐待等の様々なバックグラウンドの課題を持った方が来られていて、私たちだけではもちろん対応できず、その都度色々な方に声をかけ、ケースカンファレンスをさせていただいています。その際に訪問看護の看護師の方にも入ってもらおう等、地域連携としてはユースプラザを使ってもらえればいいのかと思いました。関係機関との連携の中ではかなり積極的にやっていますので参考まで。よろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。そういつただけだとすごくありがたいです。ぜひともそういった形で整理できればと思います。やはり連携になると事業としてなかなか書きづらいところもこれまでであったので、表現の工夫は考えていかなければならないと思います。未遂者支援の関係でいかがでしょうか。その他ご意見ありますでしょうか。

(松崎委員) 司法書士会でやっているベッドサイド法律相談がございまして、病院のMSWさんからのご相談で、入院先に司法書士が出向いて退院に向けての生活支援

として、成年後見制度の利用・申立て、借金を抱えている人の破産の申立てのお手伝い等を今も事業としてやっています。ただ、なかなか新しい病院からの依頼は増えないのが現状なので、やはり広報活動は進めていかなければというのを感じております。私自身成年後見の仕事を多くしているため、顔見知りのケアプラザの社会福祉士さんから直接退院後の生活支援として後見人の候補者になって欲しいというご依頼はよくいただいています。それができるのも顔が見える関係が築けているからかと思しますので、私たちも様々な方と顔が見える関係を築く必要があると感じています。

(事務局) ありがとうございます。包括的支援という形での支援も書いていかなければならないと考えていた次第です。その他よろしいでしょうか。それでは、基本施策に移らせていただきます。

○基本施策1について

(事務局) 基本施策1の理解促進ですが、皆様から何か気づいた点等ありますでしょうか。効果的な理解啓発推進として広く理解を求めて行かなければいけないのかなと思いますが、佐々井委員に、理解を求めるにあたって必要な施策についてご教示いただいてもよろしいでしょうか。

(佐々井委員) 人権課の観点だと、性的少数者の方への家族の中での理解がなかなか得られないところがあり、中期計画にも掲げています。そこに向けては、直接的なアピールはなかなか難しいですが、今も実施している個別専門相談と交流スペースの開設を地道に周知し続けることと、パートナーシップの宣誓制度をやっていますが、他都市との連携の都度、小まめに記者発表をしています。皆様を見ているよ、応援していますよ、ということを外に発信し続けることが大事だと思っています。例えば市会議員の発言が新聞記事になりましたが、記事を読んだ人が傷つく。そういう、人が傷つく局面が発生しないように、啓発に努めていく。それぞれの所管での業務の中で、そういうことに取り組んでいらっしゃると思いますが、人権課としても、直接所管している性的少数者の支援と犯罪被害者等の支援について、粘り強く広報をし続けていくしかないと思っています。

(事務局) ありがとうございます。それぞれの所管ごとに課題に対する啓発、我々ももちろん精神障害等に関する理解について、もう少し知恵を絞ってやっていかなければいけないと思ったところでございます。啓発に関しては、男女共同参画課の斎藤委員、何か効果的な啓発ですとか、良い知恵はないでしょうか。

(斎藤委員) 効果的というか誰に向けて、対象者は誰かということもあるのかなと思っていて、私達のやっているデートDVの防止は若年層ということもあるので、LINEやSNSで訴えかけています。LINE広告、年代層、市内を絞ってやっています。全体に向けては、11月下旬に女性に対する暴力の運動期間がありますので、その期間に記者発表しながらライトアップを、子青局さんと連携しながらやってい

ます。あとは電車のみなどみらい線ホームのホームドアにあるデジタルサイネージがあるのでそこで啓発するとか、昨年度は新横浜駅の大きなビジョンで啓発するようなことをしています。デートDV防止モデル事業でしっかりと子どもに対する教育をしっかりやっていくことも一つの啓発につながっていると思います。

(事務局) ありがとうございます。今、対象者と言う話、結構色々ポイントになるのかなと、今いろんなツールで対象者を絞ることもできるのでそういった工夫も必要だと思います。ありがとうございます。対象者と言うところの中で、今働かされている方の自殺も増えています。働いている人に対してはどういった手法があるのかどうかそういったところについてご教示いただくことはできますでしょうか。地域連合の加賀谷委員どうでしょうか。

(加賀谷委員) 横浜地域連合の加賀谷です。お世話になっております。働いている方への対応は、例えば構成組織のような組合がしっかりしているところであれば組合の役員を通じて相談活動は随時していると思うし、パワハラセクハラに関する対応もしっかりできています。そういった組合がない小さな事業所にとってはそこら辺が非常に難しいと考えています。連合神奈川ではそういった中小零細、組合がない事業所に関しては相談ダイヤルを周知しています。そういった相談ダイヤルの周知活動を街中でいろんな方々に届くよう活動をしています。ダイヤルに連絡してもらえれば相談に乗るといった活動をしています。いずれにしてもしっかりとした労働組合がいろんな事業所があればよいが、ないところにどうアプローチするかが我々としても大きな課題になっています。

(事務局) ありがとうございます。例えば、そういった相談ダイヤルの周知に関して、我々の広報媒体を使うのはどうでしょうか。いかがでしょうか。

(加賀谷委員) 毎月の街頭行動だとか、様々な広告媒体を使って相談ダイヤルの周知を進めていきたいと考えております。ただ何分予算がないものですから広告媒体を使うのも非常に難しいですができるだけ活動を今後も続けていきたいし、より効率の良いやり方についても会議の中で議論しています。

(事務局) ありがとうございます。理解促進の関係いかがでしょうか。その他何かご意見等ありますでしょうか。

(長見委員) 精神保健福祉士の長見です。今のお話に関連してですが、僕は仕事で関わっているので余計に感じるのかもしれませんが、福祉施設はどこも規模が小さいので、労働安全衛生法ストレスチェックの対象から外れているところが多くて、何も手当されていない施設がすごく多い状況です。正確なデータを持っているわけではないですが、実感としてあります。あとは関わっている施設が結構鬱になって退職する方が多かったり、元々一般企業に勤めていたがメンタル不調になって福祉に転向してきて、今も治療中の人が多い印象を受けています。周知であれば、福祉業界にも力を入れていただけるとありがたいなと思います。

(事務局) ありがとうございます。福祉関係の事業所は小規模というところと合わ

せて人材確保も課題としてある中、メンタルヘルスの重要性も高まっていると認識しています。この辺り、こういった形を取れるのか、ご提案いただいた内容も含めて内部で検討させていただきたいと思います。

○基本施策2について

(事務局) 続いて、生きることへの包括的支援でございます。まだご発言いただいている水谷委員に、例えば相談を受ける中で、連携を含めて支援のところでご意見いただければと思います。

(水谷委員) ありがとうございます。神奈川県社会福祉士会の水谷です。社会福祉会では相談の現場に様々な分野の会員が参加させていただいておりまして、支援に関してはそれぞれが所属しているところで業務していることとなります。会としては子ども家庭の分野、多文化の分野と、それぞれに抱えている問題を抽出して、各分野で働いている社会福祉士が情報共有をしています。県民向けの公開している研修会もあるので、もしよろしければそちらを受講してもらうことで相談員としてのスキルアップになるのではと思います。連携という意味では一般の仕事の中で権利擁護の連携をしています。その中で様々な職種、例えばケアマネジャーとの連携もしているので現場に携わっている人の実践を吸い上げて、また皆様に還元できれば良いのかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。本当にここでも連携は重要なのかなと思ったところでございます。この後の人材育成にも関わるとお思いますので、連携の充実は後ほどまた話せればと思いましたが、その他いかがでございましょうか。包括的支援になっているので漠然としたところもあるかと思えます。例えば今掲載している事業等で視点としてあったらよいものなどご指摘いただけるとありがたいですがいかがでしょうか。

(松崎委員) 今若者の市販薬の服薬乱用による問題が非常にニュースでも取り上げられていると思いますし、前回の調査結果でも救急搬送車の服薬が増えていると教えていただいているのですが、横浜市では薬剤師がゲートキーパーとして活躍しているとか、何か研修をしている等あれば教えていただきたいと思えます。

(事務局) 市販薬の問題、私共も課題と認識しておりまして、今ゲートキーパー養成については行政職が6割に上る中で、他分野への拡大を図っていかねばならないと思っております。薬剤師会にもお願いしていかねばならないと思っております。関係局さん等ともお話しができればと思っております。その他いかがでしょうか。長見委員いかがでしょうか。色々な相談を受けている中で課題を感じているところなど教えていただけますでしょうか。

(長見委員) 話が逸れますが「措置」について、わざわざ項目立てていただいているので、これも感想みたいになりますがお話します。ちょうどご相談を受けている方が、自殺行動ではなく他害がかなり激しくて、高齢のご家族の方が鬱っぽくなっ

て「死にたい、死にたい」とおっしゃっている状態です。入院の運びになって準備はできましたが、かなりご家族の方が大変で、自傷行為、自殺行動をとって措置になった方だけでなく、他害のある患者さんの、ご家族など関係者の自殺リスクもある意味高いと思います。施策の中にどう落とし込むかは分かりませんが、せつかく「措置」のことを取り上げていただいているので、関係者のメンタルヘルスもフォローの対象として何か一つ入れてもらえるとうれしいなどの感想を持ちました。

(事務局) 確かに、おっしゃる通り家族とか全体への支援、今重層的支援体制整備だとか、包括的支援と色々キーワードを求められているところでもありますが、そういった意味ではそれぞれの所管単独だけではやはり難しい部分があるので、その関係先をどうやって繋いでいくのか。機関同士をどうつなぐか調整役が今後必要かなと思った次第でございます。

○基本施策3について

(事務局) 時間もありますので、今度はネットワークの強化というところでご意見いただければと思います。先ほどから話している内容からするとネットワークをどう作っていくか、関係者をどう巻き込んでいくか色々に対応していただいているのかなと思いますが、対応しきれなかった時どうやってつないでいくのか、そういったところがポイントになると思いつながりながら聞いていたところがございます。このあたりご意見等あればお願いいたします。泉区斎藤委員、地域福祉保健計画や地域連携の中で、区でやっていることを教えてもらってもよろしいでしょうか。

(斎藤(有)委員) 地域福祉保健計画はやはり先ほどから出ている啓発の部分が大きいかなと思います。今日の話の中では相談先がしっかりと分かっている、相談先を紹介していきましょうというところが大きいと思いますが、啓発の部分ではやはり地域の方にゲートキーパーの意味や何気ないことが誰にでも起こり得るというリスクを知らせていく他、あなただけでないということ伝えるには、例えば民生委員さん対象にゲートキーパーの研修をしたり、そういったことに積極的に取り組んでいます。また、地福計画ではないのですが、区役所内では税務課、保健年金課など、お金の徴収ということでその方の経済面が見えるところがございます。生活がおぼつかないというところで早めにキャッチするため、区役所職員にもゲートキーパーのことをよく分かっていただいて、悩みがあるのであれば、あなたの悩みはお金かもしれないが他に話してみるのはどうですかと、専門部署へつなげるよう、声掛けを今始めたところです。

(事務局) 自殺対策の直接的な所管ではないところでも色々あるという前提で積極的な周知の必要があるかなと思います。我々から働きかけていく、そういったところが必要になってくるのかなというところがございます。その他いかがでしょうか。渡辺委員お願いできますでしょうか。

(渡辺委員) ユースプラザの渡辺です。ネットワークの強化で今ユースプラザは各区役所に月2回訪問して若者の専門相談を事業としてやっています。その中で当事者の相談がもちろん多いのですが、支援者からの相談も実は受けています。ケアプラザのマネジャーの方が、お父さんのケアで入ったところ、そこの息子さんが無職で、8050 問題がありました。私達は若者支援なので対象層は 39 歳までになるのですが、支援者の方からの相談は年齢関係なくご相談いただいて、私達がつなぎ役として動きます。サポートステーションであれば 49 歳までですし、生活支援課の困窮でしたら年齢関係無くとういことで、もっと支援者の方が相談できる場所があればよいと思います。ご本人が相談をするのは結構ハードルが高いのですが、身近にいらっしゃるご家族も当事者になるので難しいです。先ほどの他害の方の保護者の方への支援も南部ユースプラザではとても力を入れていて、次年度からは各ユースプラザで、保護者、家族の方の支援も力を入れますので、もう少しユースプラザを使ってもらいたいなというところです。生活支援センターからも直接ワーカーさんがユースプラザに連れて来られるケースが増えています。生活支援センターは年齢層が高いので、精神障がいの方の生活支援で来られた 20-30 代の若者の方が退院後に利用できない、利用しづらいということでユースプラザを使っています。ユースプラザは実は間口がとても広いので、障害ある無しに関係なく年齢の枠だけになるので、そこから実際につながっている学校とも今連携しています。手帳の取得への支援もかなり事例がありますのでユースプラザを地域の支援機関として色々なところでも利用してもらったり知っていただきたい。それには、区の職員の方もまだ知らないケースもすごく多いので行政の方も巻き込んでいただき、地域連携・ネットワークの強化はユースプラザの役割だと思っているのでそういったところを知っていただけたらなと思っています。

(事務局) ありがとうございます。こういうきっかけは本当にありがたいところでございます。関連して実際に渡辺委員のところではいろんな支援者からの相談を受けていただいているかと思いますが、他の支援者に相談に行った時に、なかなか相手が忙しくて対応してもらえないことなど、そういった課題感などがあれば教えていただきたいのですが。

(渡辺委員) 今大きな医療機関、先ほどの県立精神医療センターとか横浜市大とかなりつながってきているのでそこは相談しやすいですが、地域の病院ですと個人情報との壁で支援者としてご家族が望んでもなかなか上手くつながらないといったケースはあります。医療機関は特に難しいかなと思います。学校はこれまで難しい印象がありましたが、今は開かれてきて、先生から直接卒業前相談がありつながっているケースもあり、学校だけでは難しいというので学校運営協議会といった連携も進んでいます。やはり医療面ですかね、個人情報もちろんありますし、誰のための個人情報なのかという話は常にしていますが、なかなか微妙なラインだと思うのでもっといろんな連携ができれば良いなと思っています。

(事務局) ありがとうございます。確かに、医療機関との連携というところでは、先ほど丸山委員にもお話しを伺ったところでもあります。山口先生に振ってしまうのですが例えば医師会にて今のような話は相談できますか。

(山口委員) すみません、ちょっとお聞きしたいのですが医療機関との連携はどういった点で難しいのでしょうか。

(渡辺委員) 南部ユースプラザに来ている人で、医療にはつながっている人についてはこちらでの様子などを報告する形で連携させていただきたいんですね。発達の課題の症状がすごく見えても医療機関の診断では鬱の診断のみでなかなかその先にいかなかったりとか、あとは知的課題がある時に主治医の先生の見解と違いがあったりとか。私達も GATB (一般職業適性検査) である程度その知的とか発達のバラつきみたいなものが見えるので、それらの話をさせてもらいたいのですが難しいケースが多いです。そのドクターの見解が違おうとどうしても、何か一般的なケースとしてご相談させていただいたら良いのですが。大きい病院ではドクターと直接ではなくそこに SW がいらっしゃるのでお話しがし易いというのがありますが、小さな病院だとどうしてもなかなかできません。本人も病識を理解できないままですと家族との見解も違ってしまうので、医療機関がユースプラザの存在とか支援機関のことをもう少し知ってくれるともっとスムーズ連携ができるのかなと思います。

(山口委員) 基本的なスタイルとしてご本人と一緒に同席というのは無理ですか。

(渡辺委員) 私達は同席できます。一緒にお話できれば。

(山口委員) ご本人の了解を取って診察に同席をする。もしくはご本人の了解を取って医療機関の先生と支援者が面談をすることは無理でしょうか。

(渡辺委員) それは望んでいるのですが難しいケースが多いです。

(山口委員) 断られるということですか。

(渡辺委員) そうです、あと料金が発生してしまうというケースがあります。

(山口委員) それは仕方が無いところがあります。それをご本人がどの程度承諾してくれるか。あと小さい病院、クリニックのことだと思いますが、クリニックでは、外来の時間帯で 30 分、1 時間と時間をとるのが難しい場合があります。その辺の調整がつくかどうかもあると思います。

(事務局) 先ほど渡辺委員のほうからも話がありましたが、ユースプラザを理解してもらうための周知でも良いのかなと思ったところです。

(渡辺委員) そうですね。区役所の障害支援課などが入ると連携を上手く取れるケースもあるので、私達支援者がどういったことをしているか知らないで最初で断られるケースもあるのかなと思います。そういう意味でも連携にあたってのコーディネーターの働きには今後期待するところではあります。

(山口委員) もう一点良いですか。医師と面談の時間が取り難いということについては、ご本人に支援者から見たご本人の様子を書いたメモを持って行ってもらうといった方法もあると思います。後で読んでもらうこともできますので。

(渡辺委員) ありがとうございます。

○基本施策4について

(事務局) 続いて人材育成に関してです。こういったところが必要じゃないかというご意見ありますでしょうか。青少年育成課の石丸係長に伺いたいのですが、この間の9月の常任委員会で地域委員にご協力いただくようにとのご意見の中で青少年指導員が出ました。地域の中で色々と活動されている方、そういった方に例えば自殺対策への意識を持ってもらうですとか、そういったところへの働きかけについてご教示いただけないかと思った次第です。

(石丸委員) 青少年育成課の石丸です。人材育成に関してですが、申し訳ございません、本日課長の森脇の代理で出席しておりまして、青少年指導員が別の担当になっていてこの場でお答えすることができません。確認事項等あれば後日改めて委員の皆様方に共有させていただきますので個別にご連絡をいただければと思います。大変申し訳ございません。

(事務局) 人材育成の中でいのちの電話さん、今も人の確保に苦勞されていると思いますが、人材育成の中でこういった支援があるとありがたいですとか、必要な取組などについてご教示いただけますでしょうか。

(庄子委員) いのちの電話の庄子です。先ほどもありましたように、来年度の電話相談員のボランティアを11月から2月にかけて募集するのですが、毎年社会福祉士協議会等にも募集の案内を送ったりしていますが本当に応募が少なく苦勞しています。今全国に50センター程度ありますが、各センターで相談員が高齢化していたり応募者が少ない中で、同じような悩みを皆さんが抱えています。今私共がやろうとしているのは各センターではやり切れないので50センターが1つになって厚労省に働きかけて相談員の募集を行うという取組を今年度からやっています。昔は専業主婦の方が多くて相談員になる方も多かったです、女性も働く世の中になって相談員になる方が減っています。ではどういった方々に焦点を絞っていくかという、定年退職をしてある程度自由時間が増えている世代への働きかけを今強めています。私共の現状をご説明させていただきました。

(事務局) ありがとうございます。地域で活動したいという人もいる中でどうアプローチしていくか。そういったところも人材育成、人材発掘の対応を考えていかなければならないと今のお話の中で思った次第でございます。

(庄子委員) ぜひお願いします。

○基本施策5について

(事務局) 時間の関係もあるので遺族支援へ移りますが、遺族支援の関係で何か気づいたことがあれば委員の皆様お願いできればと思います。

(森山委員) 自死遺児への支援は別建てであってもよいのではと思いました。学校

の先生から遺児への接し方が分からないというお話もよく聞きますし、気になっているのが前半の部分でご説明のあった SOS の出し方教育の中に命を大切にというフレーズがあったと思いますが、父親ないし母親を失った遺児にとっては状況によってはこの言葉自体に傷ついたり、きつく思ったりするのではないかなと少し心配になりました。配慮しつつ腫れ物に触るように扱わないということが第一かと思いますが、自死遺児支援についても研修内容の中に少しあってもよいのではないかと思った次第です。

(事務局) ありがとうございます。画面共有をしてその話を伺おうと思っていたところです。今お話にありました遺児に関しては、子どもの自殺対策の緊急強化プランの中でも触れられているところで、支援活動、運営の支援が載っています。ここは子ども青少年局さんに聞こうかなと思いましたが、先ほどのお話もありありましたので、まず宮村委員に教員の方への支援の中でこういった支援があるといいと思うものを教えていただけるとありがたいです。

(宮村委員) そうですね、ケースバイケースであることが多いと思いますが、専門的な立場からの助言が欲しいというのは現場からのかなり強い要望だと思います。それ以外に保護者が自死で亡くなったり、家族が自死で亡くなった時のサポートは私達が上手く感じ取れるかというところも一つありますね。今本当に新しい視点を与えられたなと思っておりますので、生徒本人の自死予防とすることを含めて生徒の周りで発生した時の心理状態のところは研修していくべきと感じました。

(事務局) 先ほどの資料と関連しますが、子どもの自殺対策緊急強化プランの中で、残された子どもへの支援があります。この辺り、子ども青少年局で動きがあったりしますか。柿沼委員いかがでしょうか。すみません、ちょっと音声聞こえないです。また別途お伺いできればと思います。

(事務局) こころの健康相談センター佐々木です。遺児の支援について、従前の取組の中で学校出前講座を一番目に掲載をしてございましたが、実は学校からのニーズ、要望に基づいて内容はかなり柔軟に対応しています。昨年度は学校の中で生徒さんが自殺をされてしまい、その対応についての振り返りであるとか、勉強をしたいということで外部講師を派遣した研修を実施したことがございました。学校出前講座の中で遺族・遺児のケアの在り方が実はできるということを事業内容で少し触れられるとよいと思いました。ありがとうございました。

(事務局) その他皆さまいかがでしょうか。時間をオーバーしているところでございますが、いただいたご意見、本当にありがとうございました。我々が気づかなかった点多々ありますし、また表現についても原案に生かしていきたいと思えます。今後のスケジュールについて事務局から説明させていただきます。

2. スケジュールについて

(事務局) 委員の皆様には個別にメール等でご案内をさせていただいているところ

	<p>ですが、皆さまにご検討いただきまして、素案がまとまった段階でございます。素案に対するパブリックコメントを実施しているところで、受付については 11 月 10 日までとなっております、現時点では 15 件ほどご意見をいただいています。内容を細かく見てみますと更に細分化し 30 件程度にはなっている状況でございます。もし可能でしたら委員の皆様からも今日意見をいただいているところですが、追加のご意見もしくはそれぞれの職場で周知を再度いただきましてパブリックコメントを通じてご意見を反映するという形で進めていきたいと思っておりますのでどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。また次回の計画策定検討会が最終回となります。第 5 回計画策定検討会では原案の検討として、更にもう少し事業の整理をさせていただくのと同時に最終目標、それから中間目標に掲げた目標値とそれぞれの施策を関連付けてこの計画をまとめるかをご議論いただきたいと思いますと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局) 本日予定していた内容は以上になりますが、その他ご意見等よろしいでしょうか。そうしましたら、次回第 5 回策定検討会ですが 12 月 22 日と言うことで 10 時から 12 時を予定しております。この場で恐縮ですが、既にご都合の悪い方いらっしゃれば挙手でお知らせ頂きますでしょうか。今後ご都合が変わる度に随時事務局にご連絡をいただければと思います。本日いただいたご意見も踏まえて素案から原案につなげていきたいと思っております。また議事録や次回資料もなるべく早めにお送りできればなと思っております。今後ともご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p>
資 料	<p>【配布資料】</p> <p>資料 1 精神保健福祉法 23 条に基づく警察官からの通報データ分析調査結果 資料 2 市内救急医療機関調査結果 資料 3 基本施策、重点施策に位置づける事業一覧</p> <p>【参考資料】</p> <p>参考 1 横浜市自殺対策計画 参考 2 自殺総合対策大綱 (R 4 年 10 月閣議決定版) 参考 3 第 2 期横浜市自殺対策計画 (2024 年度～2028 年度)</p>